

令和4年福島県沖地震による災害に係るグループ補助金の復興事業計画の 募集開始について

宮城県では、令和4年福島県沖地震により被災した中小企業者等に対する支援のため、中小企業等グループ施設等整備補助事業（グループ補助金）を実施します。

このたび、復興事業計画について、次のとおり募集を開始しましたので、お知らせします。

報道機関の皆さまにおかれましては、より多くの被災中小企業者等に利用いただけますよう、募集の開始について、広く情報発信に御協力願います。

※ 本事業の実施は、県議会における予算の議決が前提となります。

記

1 事業概要

グループ補助金は、被災地域の中小企業等のグループが復興事業計画を作成し、地域経済・雇用に重要な役割を果たすものとして県から認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について補助を行う制度です。

2 補助対象経費

中小企業等グループ又はその構成員の施設又は設備であって、令和4年福島県沖地震による災害のため、損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠であり、かつ、原則として県内の施設若しくは設備の復旧・整備又は商業機能の復旧促進のための事業に要する経費

3 補助対象者及び補助率

中小企業者：補助対象経費の3/4以内

中堅企業※等：補助対象経費の1/2以内

（※中堅企業とは、中小企業以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者をいいます。）
ただし、下記要件を満たす事業者については、5億円まで定額補助となります。

●定額補助の要件（下線部：令和3年福島県沖地震からの変更箇所）

以下の全ての要件を満たす事業者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ②東日本大震災により被害を受けた以下のいずれかに該当する者であって、国等による東日本大震災からの復旧・復興に向けて実施した支援を活用した事業者
 - ・直接被害：地震・津波により、施設・設備に直接被害を受けた事業者
 - ・間接被害：直接被害を受けた事業者と取引関係があり、又は風評被害等により業況が悪化した事業者
- ③次のいずれかに該当する復興途上にある事業者
 - ア 令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震による被災の影響を受ける直前3か月間の売上高が、東日本大震災による被災の影響を受ける直前3か月間の売上高と比較して、20%以上減少している者
 - イ 令和3年福島県沖地震発生時又は令和4年福島県沖地震発生時において、厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている者
- ④交付申請時又は令和3年福島県沖地震発生時において、東日本大震災からの復旧・復興に向けた事業活動に係る債務を抱えている事業者
- ⑤福島県沖地震により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする事業者

4 主な運用見直し

- (1) 事業者が厳しい債務状況にある場合等、売上要件にかかわらず定額補助を認める。
- (2) 原状復旧費用の範囲内で、防災・減災を目的とした改良・補強工事を補助対象にする。
- (3) 自己負担分を超える保険金や共済金を受領した場合の補助金控除額を軽減する。

5 スケジュール（予定）

| | |
|------------------------------|--------------|
| 募集開始 | 令和4年5月23日（月） |
| 第1回復興事業計画認定申請書及び補助金交付申請書提出締切 | 令和4年6月17日（金） |
| 第1回復興事業計画認定及び補助金交付決定 | 令和4年7月中 |

※第2回以降の募集スケジュールは調整中（ウェブサイトでお知らせします）

6 第1回締切について

- (1) 提出締切 令和4年6月17日（金） 午後5時
郵送の場合は当日消印可
- (2) 提出方法等 所定の申請書及び添付書類等を以下の提出先宛て持参又は郵送
様式等につきましては、企業復興支援室ウェブサイトをご覧ください。

7 提出先（郵送先）及び問合せ先

| 区分等 | 提出先（宛先） |
|---|---|
| 商工業 | 宮城県 経済商工観光部 企業復興支援室 企業復興支援第一班 連絡先：022-211-2765 |
| 食品加工業 | 宮城県 農政部 食産業振興課 食ビジネス支援班 連絡先：022-211-2812 |
| 農業 | 宮城県 農政部 農業振興課 先進的経営体支援班 連絡先：022-211-2833 |
| 水産加工業 | 宮城県 水産林政部 水産業振興課 流通加工班 連絡先：022-211-2931 |
| 養殖業 | 宮城県 水産林政部 水産業基盤整備課 養殖振興班 連絡先：022-211-2943 |
| 林業 | 宮城県 水産林政部 林業振興課 地域林業振興班 連絡先：022-211-2914 |
| 木材産業 | 宮城県 水産林政部 林業振興課 みやぎ材流通推進班 連絡先：022-211-2912 |
| 商店街型 | 宮城県 経済商工観光部 商工金融課 商業振興班 連絡先：022-211-2746 |
| ※区分等が不明な場合は、経済商工観光部 企業復興支援室 企業復興支援第一班へお問い合わせください。 | |
| 【上記共通（宛先住所）】〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 | |